

岩手県告示第517号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、当該出願に係る関係書類を平成28年5月31日から同年6月21日まで岩手県県土整備部港湾課及び沿岸広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。

平成28年5月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 免許の出願をした者の住所及び名称

- (1) 住所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
- (2) 名称 新日鐵住金株式会社

2 免許出願年月日 平成28年5月16日

3 埋立区域

- (1) 位置 岩手県釜石市只越町一丁目65番及び同市港町二丁目51番8の地先公有水面

- (2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 須賀地区に設置されている公共基準点（3級基準点、北緯39度16分17秒4513、東経141度53分12秒9115）から32度28分3秒96.63メートルの地点

②の地点 ①の地点から337度25分39秒0.36メートルの地点

③の地点 ②の地点から291度06分06秒2.31メートルの地点

④の地点 ③の地点から309度13分05秒54.03メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から292度55分37秒6.49メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から24度36分47秒6.92メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から110度53分17秒9.40メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から129度33分52秒51.26メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から114度21分15秒2.11メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から67度59分09秒0.35メートルの地点

- (3) 面積 479.09平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 岩手県釜石市只越町一丁目65番及び同市港町二丁目51番8の地内並びに同市只越町一丁目65番及び同市港町二丁目51番8の地先公有水面

- (2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①'の地点と⑤'の地点を結んだ線により囲まれた区域

①'の地点 須賀地区に設置されている公共基準点（3級基準点、北緯39度16分17秒4513、東経141度53分12秒9115）から60度18分33秒57.70メートルの地点

②'の地点 ①'の地点から294度36分33秒51.23メートルの地点

③'の地点 ②'の地点から335度20分04秒58.17メートルの地点

④'の地点 ③'の地点から24度36分33秒62.05メートルの地点

⑤'の地点 ④'の地点から114度36分33秒95.31メートルの地点

- (3) 面積 8,694.60平方メートル

5 埋立地の用途 鉄鋼業用地